

様式第十八の四(第11条の3第3項関係)

認定事業適応計画の内容の公表

1. 認定の日付

令和5年5月10日

2. 認定事業適応事業者の名称

株式会社柴橋商会

3. 認定事業適応計画の内容

(1) 事業適応に係る事業の目標

気候変動が深刻な社会問題となる中で、企業が温室効果ガスの削減に取り組むことは、CSRとして重要ということだけではなく、脱炭素社会に向けたメガトレンドの中で生き残る上でも重要である。同社は本計画において、脱炭素の潮流に乗り気候変動への対応を行うと共に、自社の省人化と生産性向上を目指す。

(2) その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標

目標年度である2024年度までに同社全体の炭素生産性を34.8%向上させることを目標とする。

(3) 財務内容の健全性の向上を示す目標

計画終了年度に経常利益を計上することを目標とする。

(4) 事業適応の類型事業適応の類型

エネルギー利用環境負荷低減事業適応

(5) 計画の対象となる事業(日本標準産業分類における中分類名称及びその分類コード)

洗濯・理容・美容・浴場業(78)

(選定理由)

計画の対象となる事業は、主にリネンサプライ業に関するものであるため。

(6) 事業適応の具体的内容

湘南工場と横浜金沢工場を閉鎖し、新たに小田原工場を建設する。新設する小田原工場に湘南工場と横浜金沢工場のリネン設備を小田原工場に一部移設するとともに、高効率型のリネン設備へ更新、及び排熱利用設備の導入を行うことによってエネルギー起源二酸化炭素排出量を抑制する計画である。

具体的には、計画初年度(2023年3月～2023年9月)に洗濯設備、排熱利用設備(フラッシュ蒸

気発生装置)、排熱利用設備(排温水熱交換器)及び乾燥設備を、計画2年度(2023年10月～2024年9月)に仕上げ設備を更新及び導入、計画最終年度(2024年10月～2025年9月)に設備の導入を完了させ、本格的な稼働に入る。

(7)事業適応の開始時期及び終了時期

開始時期:2023年3月

終了時期:2025年9月